

令和5年度第2回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年6月6日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年6月6日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和5年6月6日			午前10時58分
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇佐 信行	6	○	久保田 武治
欠席議員	2	○	坂口 幸法	7	○	豊永 好人
○ 出席	3	○	林田 俊策	8	○	猪原 清
× 欠席	4	×	魚住 憲一	9	○	落合 健治
△ 不応招	5	○	源嶋 たまみ	10	○	前田 文
会議録署名議員	5番	源嶋 たまみ		9番	落合 健治	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁	生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課			
	総 務 課 長	岡 本 雅 博	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課		福 祉 課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課		農林整備課	山 下 義 博		
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	魚 住 雅 彦	産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第8号	令和4年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第9号	令和4年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
議案第1号	立木処分について
議案第2号	令和3年度多良木中学校校舎改築工事請負変更契約の締結について
議案第3号	動産の買入れについて
議案第4号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第5号	多良木町立小中学校条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第6号	令和5年度多良木町一般会計補正予算（第1号）
議案第7号	令和5年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 9 名です。本日は、4 番魚住議員から欠席届が出ております。ほかは全員出席で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 5 年度第 2 回多良木町議会(6 月定例会議)を開きます。

これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

9 番落合健治議員。

○9 番(落合健治君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 5 年 5 月 30 日及び本日、委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 5 年度第 2 回多良木町議会(6 月定例会議)の議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 6 月 6 日から 6 月 12 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 3、報告第 8 号及び日程第 4、報告第 9 号の報告を受け、日程第 5、議案第 1 号から日程第 12、議案第 8 号までについては、本日、説明のみとし、6 月 9 日に審議・採決を行います。

本日の本会議終了後から 6 月 8 日までは、各常任委員会といたします。

6 月 12 日は一般質問を行います。今回、3 人の方より通告があっており、配付のとりの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、3 件の提出がありましたが、全て議長預かりといたしました。

本定例会議の運営につきましても、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細につきまして不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

○議長(宇佐信行君) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(宇佐信行君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番源嶋たまみ議員、9 番落合健治議員の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり多良木町監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、令和 4 年度の 2 月分、3 月分、4 月分、令和 5 年度 4 月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されております。

また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人たらぎまちづくり推進機構から、令和 4 年度事業報告書及び決算報告書、令和 5 年度事業計画書が議会に提出されておりますので、併せて報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

人吉球磨広域行政組合、5 番源嶋たまみ議員。

○5 番（源嶋たまみさん） 皆さんおはようございます。人吉球磨広域行政組合議会臨時会の報告をいたします。

令和 5 年第 2 回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、令和 5 年 5 月 30 日（火曜日）午前 10 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第 1、仮議席の指定、日程第 2、議長の選出。この 2 件では、統一地方選挙により議長が不在のため、年長議員である五木村選出の西村久徳議員が臨時議長の職務を行い、仮議席の指定の後、議長の選挙が行われ、指名推選方法で五木村選出の西村久徳議員が議長に当選されました。副議長に人吉市選出の田中哲議員が当選されました。

議会運営委員の委員の選任では、委員定数 8 人のうち欠員 6 人が補充され、議会運営委員長にあさぎり町選出の皆越議員、副委員長に人吉選出の宮崎保議員が選出されました。

報告及び同意案件では、理事会代表理事の提案理由の説明と事務局長の補足説明の後、報告第 1 号では質疑を行い、同意第 1 号では質疑採決が行われ、原案のとおり同意され、議会選出監査委員には多良木町選出の坂口幸法議員が選任されました。

以上、令和 5 年第 2 回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議結果について報告いたします。

ご不明な点は、広域行政組合議員の私か坂口議員にお聞きください。以上で終わります。

○議長（宇佐信行君） 次に、上球磨消防組合、9 番落合健治議員。

○9 番（落合健治君） それでは、令和 5 年第 1 回上球磨消防組合議会臨時会の報告をいたします。

仮議席の指定、議長の選挙があり、議長の方には全議員の同意を得、米本議員が当選されました。

議席の指定、会議録署名議員の指定、会期の日程を 5 月 30 日の 1 日に決定いたしました。

同意 1 件、承認 1 件、議案 14 号から 17 号までを議題といたしました。その中でも、追加日程第 4、同意第 1 号の監査委員につきまして、当町、多良木町の豊永議員が監査委員に襲名されました。

議案第 17 号においては、補正予算を審議し、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,364 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 8 億 1,964 万 2,000 円とし、継続費の追加、地方債の変更を行うもので、中身としては負担金、消防債、常備消防費、消防設備費などの審議を行いました。内容は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

詳しくは消防議員である私落合と、豊永議員のほうにお尋ねください。お願いします。これで報告を終わります。

○議長（宇佐信行君） これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出があつておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。それでは私のほうから、令和 5 年度第 2 回多良木町議会（6 月定例会議）の提案理由を申し上げます。

今回、審議をお願いいたします案件は、まず令和 4 年度から令和 5 年度へ繰越しました事

業の繰越計算書の報告が2件でございます。

それから条例等の議案といたしまして、町有林の立木処分、工事変更契約の締結、動産の買入れ、多良木町税条例の一部改正、多良木町立小中学校条例の一部改正、以上合わせまして5件でございます。

それから令和5年度の補正予算といたしまして、一般会計、それから下水道事業特別会計、介護保険特別会計の3件の補正予算でございます。全部で10件の審議をよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますように、よろしくお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 「報告第8号」 令和4年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宇佐信行君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第3、報告第8号、令和4年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） おはようございます。それでは報告第8号、令和4年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

これは令和4年度第6回（3月会議）の補正予算（第7号）におきまして可決いただきました繰越明許費の報告でございます。

次ページをお願いいたします。令和4年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書を付けております。一番下の行をご覧いただきたいと思いますが、事業費の合計といたしまして22億3,697万2,000円でございます。

対象事業といたしましては、ここに記載しておりますとおり全10件でございます。

翌年度繰越額の合計につきましては、11億4,222万3,000円でございます。繰越額合計の財源の内訳でございますが、既収入特定財源といたしまして4億7,670万5,000円でございます。これは森林環境譲与税、地方債借入分が財源となっております。未収入特定財源でございますけれども、国県支出金が4億8,089万3,000円、地方債が1億2,170万円、その他といたしまして3万1,000円でございます。それから一般財源といたしまして6,289万4,000円でございます。

繰越後の執行状況につきましては、全事業実施中ということでございますので、どうぞよろしくお申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第8号、令和4年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第4 「報告第9号」 令和4年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第4、報告第9号、令和4年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） それでは報告第9号、令和4年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第220条第3項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

これにつきましては、令和4年度におきまして、避けがたい事故のため年度内に支出を終わることができなかった経費の報告でございます。

次ページをお願いいたします。令和4年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書を添付しております。款の11、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、事業名といたしましては、林業用施設災害復旧事業でございます。翌年度繰越額につきましては7,272万円。繰越額合計の財源内訳でございますが、既収入特定財源はございません。未収入特定財源につきましては、国県支出金が7,089万3,000円、その他一般財源でございますけれども、182万7,000円でございます。

繰越後の執行状況につきましては、現在実施中ということでございます。

事故繰越しの理由でございますけれども、一番右の説明欄に書いておりますとおり、人吉球磨地域における令和2年7月豪雨災害復旧事業の影響により、作業員や資材の確保ができなかったことに加え、令和4年9月の台風14号による拡大崩壊等により、年度内完成が困難となったためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第9号、令和4年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

これから上程します日程第5、議案第1号から日程第12、議案第8号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、4日目の6月9日に審議採決をお願いしたいと思います。

日程第5 「議案第1号」 立木処分について

○議長（宇佐信行君） それでは、日程第5、議案第1号、立木処分についての説明を求めます。水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） おはようございます。議案第1号、立木処分についてご説明をいたします。

令和5年度において、下記のとおり多良木町公有林林地の立木を処分することとするものでございます。

下の表になりますが、番号1号、大字多良木字屋敷。林小班38林班6の2小班になります。林齢65年生。面積6.29ヘクタール。樹種スギ・ヒノキ。材積1,949.30立米。

提案の理由といたしまして、普通財産の立木を処分するには、地方自治法第96条第1項

第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 6 「議案第 2 号」 令和 3 年度多良木中学校校舎改築工事請負変更契約の締結について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 6、議案第 2 号、令和 3 年度多良木中学校校舎改築工事請負変更契約の締結についての説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） 議案第 2 号、令和 3 年度多良木中学校校舎改築工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

当初請負契約については、令和 4 年 3 月の 8 日第 7 回多良木町議会（3 月定例会議）において議決を経ていたが、その後工事内容の一部変更により増額すべき事由が生じたので、下記のとおり請負変更契約を締結するものとするものでございます。

1、契約の目的、令和 3 年度多良木中学校校舎改築工事、2、契約の方法、条件付一般競争入札、3、契約の総額、15 億 8,397 万 5,487 円、内訳、当初請負契約金額、15 億 7,520 万円、請負変更契約金額 877 万 5,487 円、うち取引に係る消費税額 79 万 7,771 円、4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 144 番地 1、味岡・丸昭建設工事共同企業体 代表味岡建設株式会社代表取締役 味岡俊彦、5、支出科目、款、教育費、項、中学校費、目、中学校校舎改築事業費、節、工事請負費でございます。

提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 7 「議案第 3 号」 動産の買入れについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 7、議案第 3 号、動産の買入れについての説明を求めます。黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） 議案第 3 号、動産の買入れについてご説明申し上げます。

次のとおり、動産を買い入れるものとするものでございます。

1、買入物件、天吊り式消毒装置及び専用コンテナ式 4 台、2、契約の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田西 3278 番地、味岡株式会社代表取締役 味岡和國、3、契約の方法、見積による契約、4、買入価格 1,199 万円、5、納入期限、令和 5 年 8 月 18 日でございます。

提案理由につきましては、予定価格が 700 万円以上の動産の買入れをするには、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 8 「議案第 4 号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 8、議案第 4 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについての説明を求めます。

東税務課長。

○税務課長（東健一郎君） それでは、議案第 4 号についてご説明申し上げます。

多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

説明につきましては、議案説明資料の方で行わせていただきますので、そちらをお開きください。

まず主な内容でございますが、今回の条例改正は、令和 5 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、多良木町税条例の一部を改正するものでございます。

なお、令和 5 年 4 月 1 日施行分につきましてはすでに専決処分し前回の議会において報告しておりまして、令和 5 年 4 月 1 日施行以外分について今回、提案するものでございます。

説明につきましては、新旧対照表に沿って説明させていただきます。軽微な字句の整理、引用条項の改正部分は省略させていただきます。

ということでまず、第 34 条の 9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）第 2 項でございますが、これにつきましては森林環境税の導入に伴い、地方税法施行令第 48 条の 9 の 3 が改正されたことに伴う改正でございます。配当割額又は株式等譲渡所得所得割の控除において、控除できなかった場合の取扱について規定の整備を行うものでございます。これにつきましては、令和 6 年 1 月 1 日施行となっております。

以下、括弧書きで示しております施行日につきましては、省略させていただきます。

次に第 36 条の 3 の 2（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）第 2 項でございますが、地方税法規定の新設にあわせまして、項を挿入したものでございます。給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとするものでございます。次に第 3 項から第 6 項は項ずれの反映でございます。

続きまして第 38 条（個人の町民税の徴収の方法等）これにつきましては、見出しを方法等に変更しております。次に第 3 項、森林環境税の導入に伴い項を増設し、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正でございます。

次に第 41 条（個人の町民税の納税通知書）第 1 項でございますが、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正でございます。

次に第 44 条（給与所得に係る個人の町民税の特別徴収）第 1 項でございますが、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正でございます。次に第 2 項から第 3 項、第 5 項から第 6 項につきましては省略させていただきます。

次に第 47 条（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）第 1 項につきましては、省略させていただきます。第 2 項につきましては、森林環境税の導入に伴い、地方税法第 321 条の 7 第 2 項が改正されたことに伴う改正でございます。これは特別徴収から普通徴収へ移行した納税者において、過納・誤納の税額の取扱について規定の整備を行うものでございます。

次に第 47 条の 2（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）第 1 項につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正でございます。第 2 項につきましては、省略させていただきます。

次に第 47 条の 6（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）第 1 項につきましては、省略でございます。第 2 項につきましては、森林環境税の導入に伴い、地方税法第 321 条の 7 の 10 第 2 項が改正されたことに伴う改正でございます。これは特別徴収の方法から普通徴収へ移行した納税者におきまして、過納・誤納の税額の取扱について規定

の整備を行うものでございます。

次に第 82 条（種別割の税率）第 1 項につきましては、地方税法施行規則の改正にあわせて改正するものでございます。これはミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外するもので、いわゆる電動キックボード等につきましては条例第 82 条第 1 項第 1 号アに該当することになるものでございます。ちなみに税額は年 2,000 円ということでございます。

次に附則第 15 条の 2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）第 4 項でございますが、地方税法改正にあわせて改正でございます。不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を 100 分の 10 から 100 分の 35 に変更するものでございます。

次に附則第 16 条の 2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）第 3 項でございますが、地方税法改正にあわせて改正でございます。不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を 100 分の 10 から 100 分の 35 に変更するものでございます。

最後に附則部分でございますが、第 1 条、施行期日でございますが、令和 5 年 7 月 1 日としております。なお、ただし書におきまして第 1 号に掲げるものは令和 6 年 1 月 1 日施行、第 2 号に掲げるものは令和 7 年 1 月 1 日施行としております。

次に第 2 条につきましては、町民税に関する経過措置を規定しております。

第 3 条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第 9 「議案第 5 号」 多良木町立小中学校条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 9、議案第 5 号、多良木町立小中学校条例の一部を改正する条例を定めることについての説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） 議案第 5 号、多良木町立小中学校条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町立小中学校条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明いたします。

議案番号は第 5 号、議案名は、多良木町立小中学校条例の一部を改正する条例を定めることについてでございます。

主な内容は、多良木中学校の改築移転に伴い、位置の変更を行うものでございます。

新旧対照表の第 2 条中、多良木中学校の位置、改正前 1736 番地を改正後 1212 番地 9 に改めるものでございます。

附則として、令和 5 年 8 月 1 日から施行としています。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

日程第 10 「議案第 6 号」 令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 10、議案第 6 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） では、議案の 23 ページをお開きください。議案第 6 号につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度多良木町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

まず歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,974 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 7,574 万円とするものでございます。

地方債の補正といたしまして第 2 条に掲げております。既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によるものでございます。

これから先は議案説明資料を用いて説明をさせていただきますので、そちらをお開きください。ページは 6 ページでございます。

議案第 6 号、主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の移動、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、子育て世帯生活支援特別給付事業等の予算を追加したものが主な内容となっております。

次に、第 2 表の地方債補正でございますが、変更でございます。目的でございますが、過疎対策事業債でございます。補正前の限度額が 3 億 2,960 万円、補正後が 3 億 3,040 万円でございます。差額が 80 万円でございます。主な内容といたしましては、子ども医療費助成事業が 40 万円、中学校校舎改築事業が 40 万円でございます。

次に、事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございますが、款の 14、項の 2、目の 1、節の 1、総務費補助金で 4,874 万 4,000 円でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 4,024 万 4,000 円でございます。これの分を追加しております。低所得世帯支援枠が 3 万円の 1,200 世帯分及び事務費でございます。推奨事業メニューといたしまして家計急変世帯支援が 3 万円掛けるの 5 世帯分、それにくま川鉄道支援分といたしまして 84 万 5,000 円でございます。デジタル基盤改革支援事業費補助金といたしまして、850 万円を追加しております。これはシステム標準化の補助分といたしまして、補助率としては 10 分の 10 となっております。

次に同じく目の 2、節の 2、児童福祉費補助金でございます。609 万 1,000 円です。子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金が 540 万円、事務費補助金が 69 万 1,000 円を追加したものでございます。5 万円の 108 人を見込んでいますところでございます。全額国庫負担となっております。

次に同じく項の 3、目の 4、節の 1、消防費委託金でございます。500 万円です。消防団の力向上モデル事業委託金を追加したものでございまして、補助率が 10 分の 10 となっております。

次に款の 15、項の 2、目の 1、節の 4、地域づくり推進事業費県補助金 240 万円です。ブルートレインの魅力向上及び電動キックボードを活用した周遊観光に資するものでございます。

同じく目の 4、節の 1、農業費県補助金、新規就農者育成総合対策事業費で 1,338 万 9,000 円の増額です。認定新規就農者の機械、施設、家畜導入に係る費用の 4 分の 3 を支援するものでございまして、このうち国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 となっております。

次に款の 19、項の 1、目の 1、節の 1、繰越金 4,425 万 6,000 円で、今回補正の一般財源として追加するものでございます。

款の 20、項の 4、目の 4、節の 1、雑入でコミュニティ助成事業助成金が 230 万円の増額となっております。一般コミュニティ助成事業交付決定による追加でございます。対象地域は多良木 8 区の 1 となっております。

次に歳出を申し上げます。人事異動に伴う人件費の移動につきましては今回、説明を省略

をさせていただきます。

款の 2、項の 1、目の 8、節の 12 で委託料、767 万 5,000 円の増額でございますが、これはシステムの標準化、共通化に係る改修分でございます。

同じく目の 9、節の 1、報酬 124 万 5,000 円。産休代替の会計年度任用職員 1 名を追加するものでございます。

同じく目の 10、節の 18、負担金補助及び交付金、補助金でコミュニティ助成事業補助で 230 万円。先ほど歳入のところでも申し上げましたとおり、多良木 8 区の 1、備品購入等の事業に利用するものでございます。

同じく目の 21、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費で 4,024 万 6,000 円でございます。低所得世帯支援枠といたしまして 3 万円の 1,200 世帯分及び事務費でございます。推奨事業メニューといたしましては、家計急変世帯支援といたしまして 3 万円の 5 世帯分、それにくま川鉄道支援分といたしまして 84 万 5,000 円でございます。

同じく項の 2、目の 2、賦課徴収費、節 12、委託料で 198 万円でございますが、預貯金者の口座照会や取引明細取得が可能になる預貯金照会サービスを利用するためのシステム改修でございます。

款の 3、項の 1、目の 8、ふれあい交流センター管理費で節の 10、需用費 147 万 8,000 円。チップボイラースネークコンベアーチェーンの修繕ほかとなっております。

同じく項の 2、目の 3、学園費、節の 12、委託料、指定管理者委託料でございますが、1,068 万円でございます。これは定員に満たない措置費の不足分を指定管理者委託料として追加するものでございます。

同じく目の 4、子育て世帯生活支援特別給付事業費で節の 11、役務費及び 12、委託料につきましては事務費を計上するものでございます。

節の 18、負担金補助及び交付金。交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金で 540 万円。5 万円の 108 人を想定して計上したものでございます。

次に款の 6、項の 1、目の 3、農業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金で、新規就農者育成総合対策事業交付金で 1,338 万 9,000 円。認定新規就農者の機械、施設、家畜導入に係る費用の 4 分の 3 を支援するものでございまして、対象者が 3 名となっております。

同じく目の 6、堆肥センター管理費、節の 10、需用費で 93 万 4,000 円です。原料貯蔵棟屋根、機械及び車両の修繕でございます。

款の 7、項の 1、目の 2、商工業振興費、節の 12、委託料で 800 万円でございます。これまで町内におきまして、冬のイベントがないことから今回、イルミネーションを設置して誘客を図ることで地場産業、商工業を支援するというものでございます。

同じく目の 4、観光費、節の 12、委託料で 250 万円。ブルートレインの魅力度向上事業及び電動キックボードを活用した周遊観光事業でございます。

款の 9、項の 1、目の 2、非常備消防費、節の 17、備品購入費、消防団用各種備品といたしまして 144 万 7,000 円。これは山林火災を想定した実働訓練に使用する背負い式水のう、それから防火服の購入でございます。次にオフロードバイク 450 万円。国委託事業の消防団の力向上モデル事業により購入をするものでございます。

同じく目の 3、消防施設費、節の 18、負担金補助及び交付金、消火栓移設負担金で 104 万 9,000 円。上水道工事における移設負担でございます。

同じく目の 4、災害対策費、節の 12、委託料で防災マップ機能強化等委託料が 200 万円。大淀川水系である槻木地区の防災マップ関連業務追加による増額となっております。

款の 10、項の 3、目の 3、中学校校舎改築事業費でございますが、節の 10、需用費で消耗品費 401 万 5,000 円。これにつきましては、当初予算でカーテンやブラインド等を備品購入費で計上しておりましたが、今回、予算科目の組替えを行うものでございます。

節の 12、委託料で 102 万 8,000 円。落成式における企画運営業務を外部委託するものでございます。

同じく項の 5、目の 2、体育施設費で節の 10、需用費、修繕料で 220 万円でございます。宮ヶ野小学校体育館を一部改修しまして、器械体操用の床金具を設置するものでございます。

末尾に給与費明細書と地方債調書を添付しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行君） ここで暫時休憩いたします。

(午前 10 時 48 分休憩)

(午前 10 時 49 分開議)

日程第 11 「議案第 7 号」 令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、日程第 11、議案第 7 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 議案第 7 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

令和 5 年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,775 万円とするものでございます。

これより先は議案説明資料にて説明させていただきます。説明資料の 9 ページになります。

今回の下水道特別会計の補正予算の主な内容としましては、職員の共済費の補正と地方公営企業会計移行に係る現在の下水道事業の資産の再評価が必要になりましたのでその業務委託、それから地方公営企業会計移行に係るシステムの改修業務委託となっております。

事項別明細書の主なものとしましては、歳入ですが、款の 5、項の 1、目の 1、繰越金、節の 1、繰越金で 88 万 3,000 円でございます。今回の補正予算の財源とするものでございます。

次に歳出でございます。款の 1、項の 1、目の 1、下水道整備費、節の 4、共済費で 3 万 2,000 円です。こちらは職員の共済財源率の変更に伴う増額となっております。

次に款の 2、項の 1、目の 1、一般管理費、節の 3、職員手当等については人事異動に伴うものです。次の節の 4、共済費も人事異動に伴う減となっております。

次に節の 12、委託料ですが、90 万 8,000 円でございます。増額でございます。こちらは地方公営企業法適用に向けた資産の再評価業務委託及びシステムの改修業務委託を行うものでございます。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 12 「議案第 8 号」 令和 5 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 12、議案第 8 号、令和 5 年度多良木町介護保険特別会計

補正予算（第1号）について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第8号、令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和5年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,653万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。主な内容でございますが、会計年度任用職員、介護認定調査員2名でございますが、の新規雇用に伴います人件費等の増でございます。補正予算の財源として、一般会計からの繰入金を増額しております。

事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入でございます。款の7、項の1、目の2、その他一般会計繰入金、節の1、事務費繰入金36万9,000円の増額でございます。事務費歳出予算の増額補正に伴います財源分として追加しております。

款の9、項の2、目の3、節の1、雑入、雇用保険個人負担金1,000円の増でございます。会計年度任用職員の人件費の増に伴い、雇用保険個人負担金も増となったことによります追加でございます。

次に歳出でございます。款の1、項の1、目の1、一般管理費、節の10、需用費、印刷製本費。介護保険被保険者証等の印刷外部発注分でございます。5万1,000円の増でございます。物価高騰に伴い、印刷単価が上昇したことによる追加でございます。

款の1、項の3、目の1、認定調査等費、節の1、報酬、会計年度任用職員分32万5,000円の増でございます。介護認定調査員の新規雇用2名に伴い、前歴経験年数分を月額報酬に反映する必要が生じたことによる追加でございます。

節の3、職員手当等、期末手当6万5,000円の増。節の4、共済費7万3,000円。内訳につきましては、説明欄のとおりとなっております。こちらは、会計年度任用職員の報酬の増に伴う追加でございます。

節の8、旅費、費用弁償。会計年度任用職員通勤手当相当分でございます。14万4,000円の減でございます。新規に採用しました会計年度任用職員2名とも支払い対象外のため、減額しております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 以上で、日程第5、議案第1号から日程第12、議案第8号までの説明が終わりました。

以上の議案については、6月9日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午前10時58分散会)